

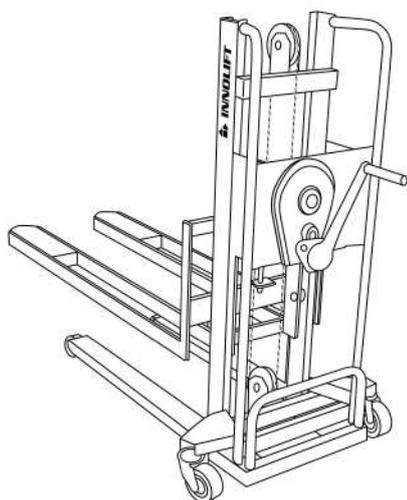
FRENDIX JAPAN

INNOLIFT

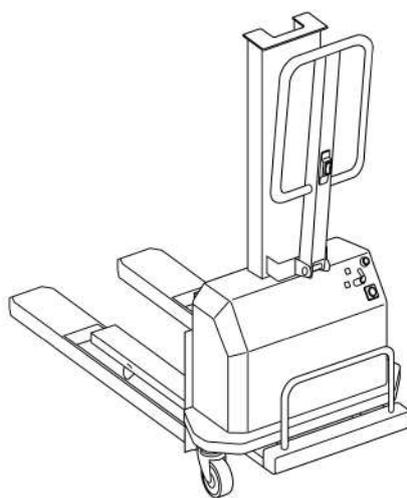
INNOLIFT 取り扱い説明書および保証書

この度は、当社製品をお買い求めいただき、誠にありがとうございます。

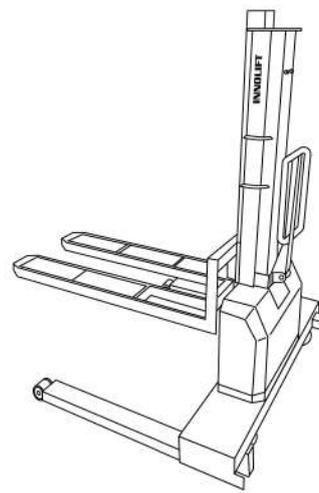
本製品を安全に使用していただく為に、本取り扱い説明書をよくお読みの上、正しく操作を行ってください。



INNOLIFT manual



INNOLIFT



INNOLIFT NEO



重要

INNOLIFTを操作される方は、操作前に本取り扱い説明書を熟読してから操作をするようにしてください。
また、本取り扱い説明書は保証書も兼ねていますので、なくさないように大切に保管してください。

INNOLIFTは、上昇及び下降を行える荷積ハンドパレットトラックとして設計及び製作されました。
両面の防がっていないスキッドパレットに適用となっております。
INNOLIFT NEO は両面パレットでの使用が可能となっております。

作業者は、安全にこの機械を取り扱うために、必ず以下に書かれてある指示内容をよく読み、理解すること。

INNOLIFTは、EC(European Community)条例に基づき設計、製作されており、CE(Council of Europe・欧州評議会)の検印がある。信頼性、かつ安全性の高いオペレーションを実施するために、この機械はこの指示書のみに従って使用または点検修理を行うこととする。点検修理は、その権限を持つ担当者が実施すること。



重要

本取り扱い説明書の熟読後、大切に保管してください。

1. 搬送・取り扱い及び保管方法について

- * 搬送中は本体が動かないように、常に固定すること。必要であれば、ラッシングベルト等で縛り付けること。
- * 天候に影響されない平らな場所で保管すること。フォークは下がりきった状態であることを確認する。
- * 電動式は長期に渡り使用をしない場合は、最低でも3ヶ月に1度充電を行う。
- * 電動式は使用する前にバッテリーの充電すること。

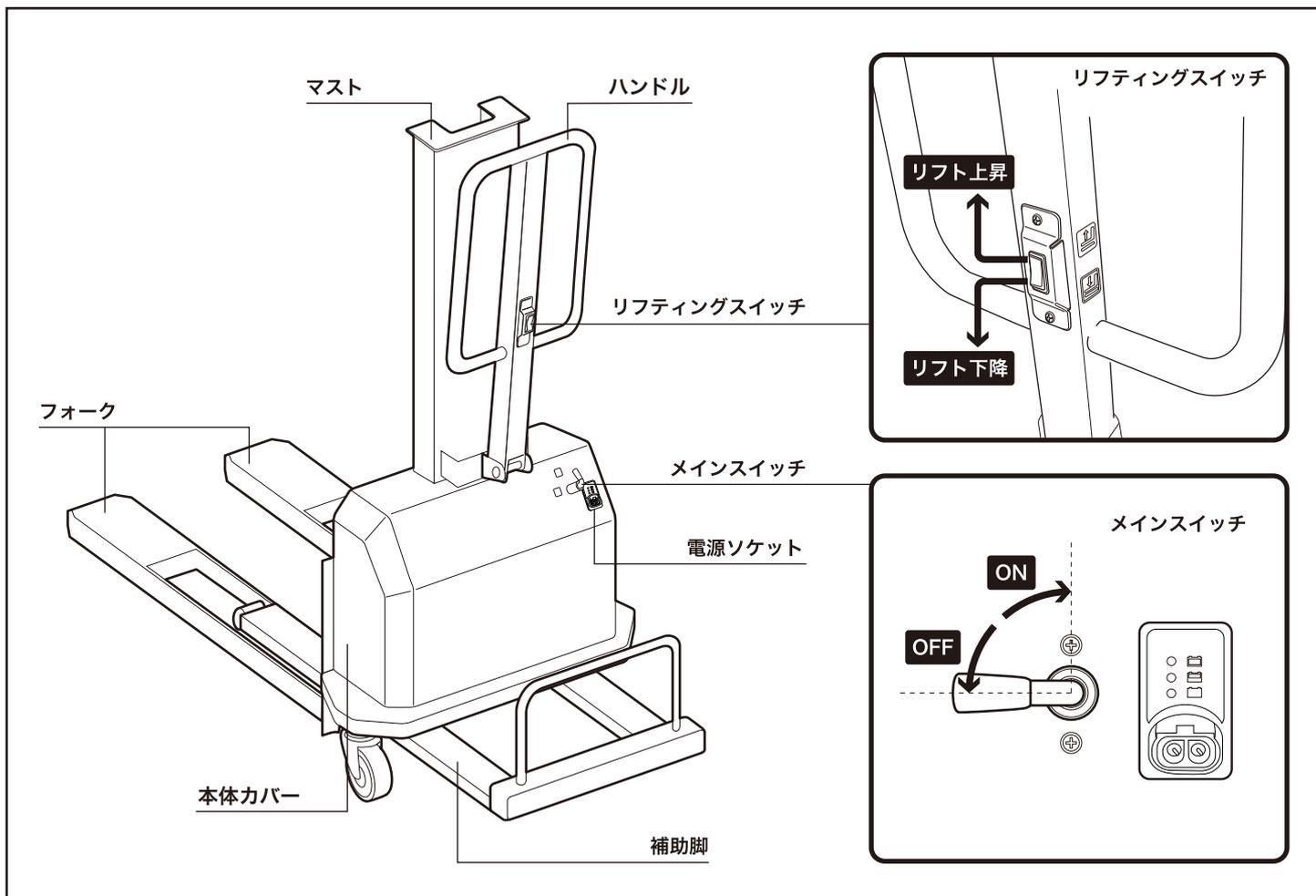
2. 作業前に実施すること

- * 機械本体が発注通りか、計画された使用目的に沿っているかを確認すること。
- * 危険を伴ったり、禁じられている作業エリア（段差、傾斜、凹凸、滑るような場所）に注意を払うこと。必要であれば、指示や警告を掲げること。

3. 運転

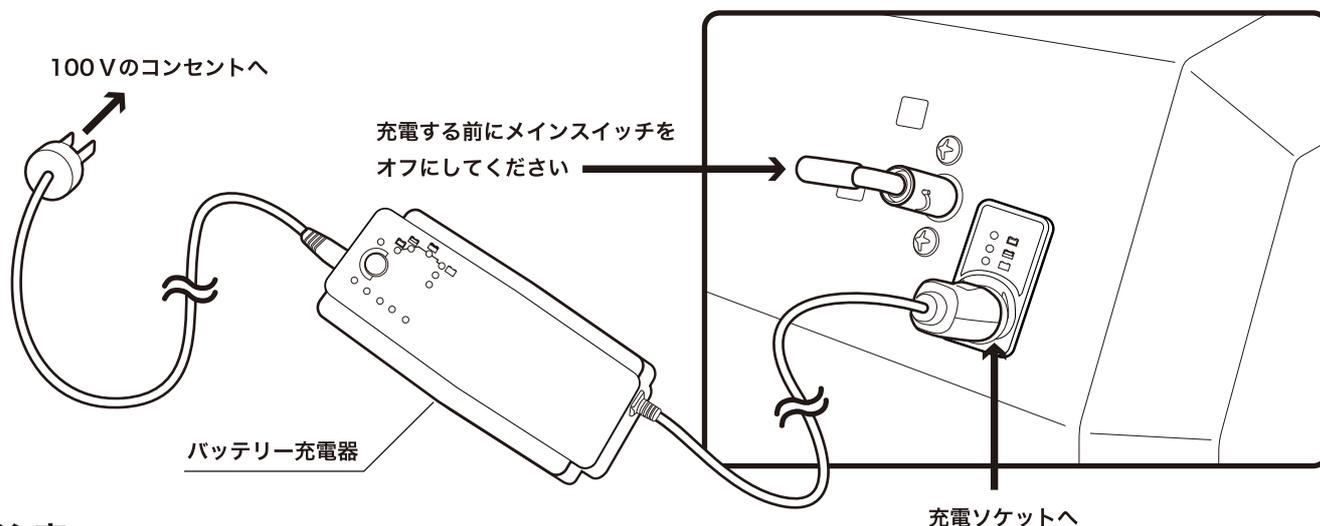
- * 機械本体を運転する前に、必ずこれらの指示内容を読み、理解すること。この機械本体の操作方法を慎重に、そして十分な時間を取りながら操作し、この機械本体の全ての機能及び操作を理解し、運転すること。

1 各部名称



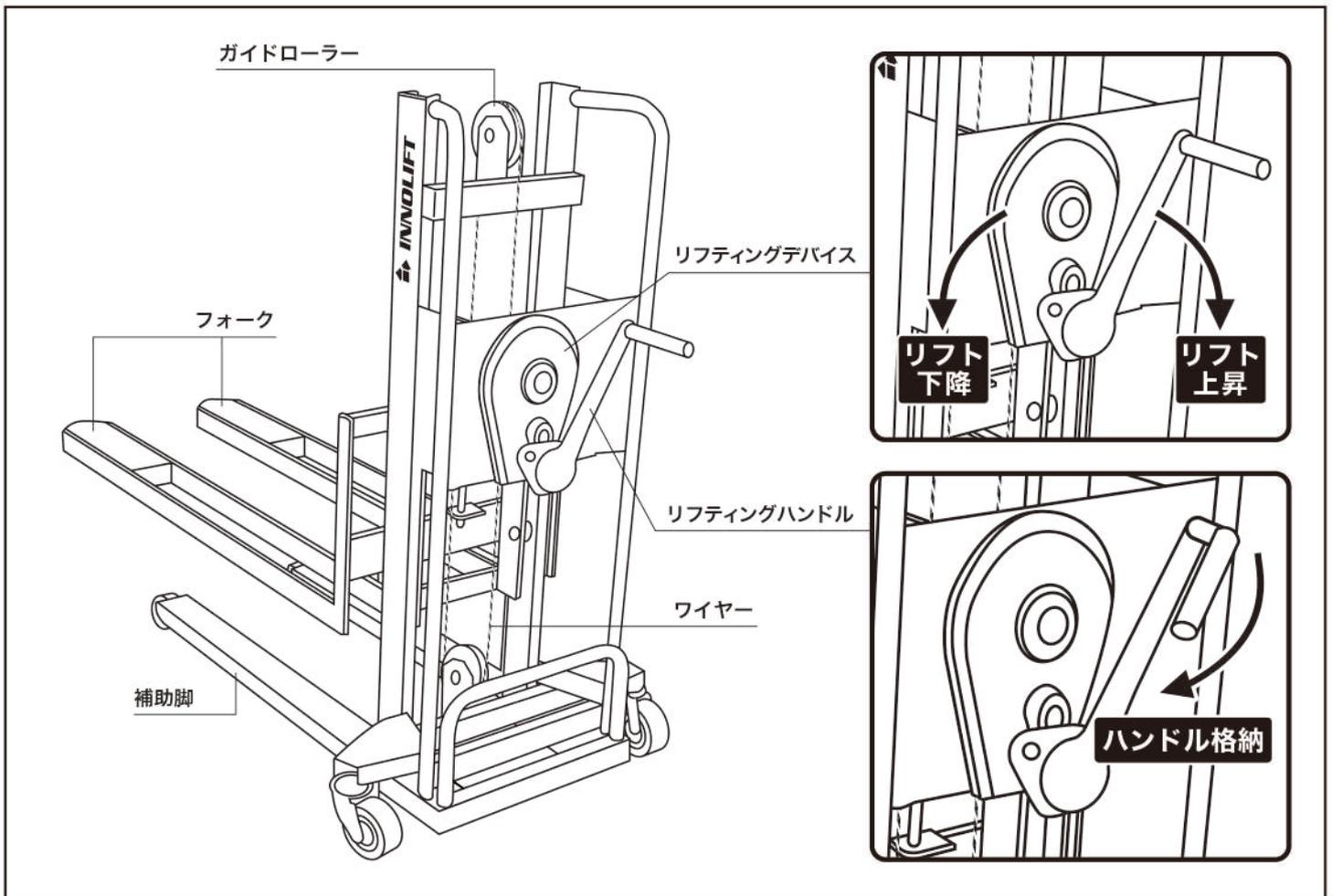
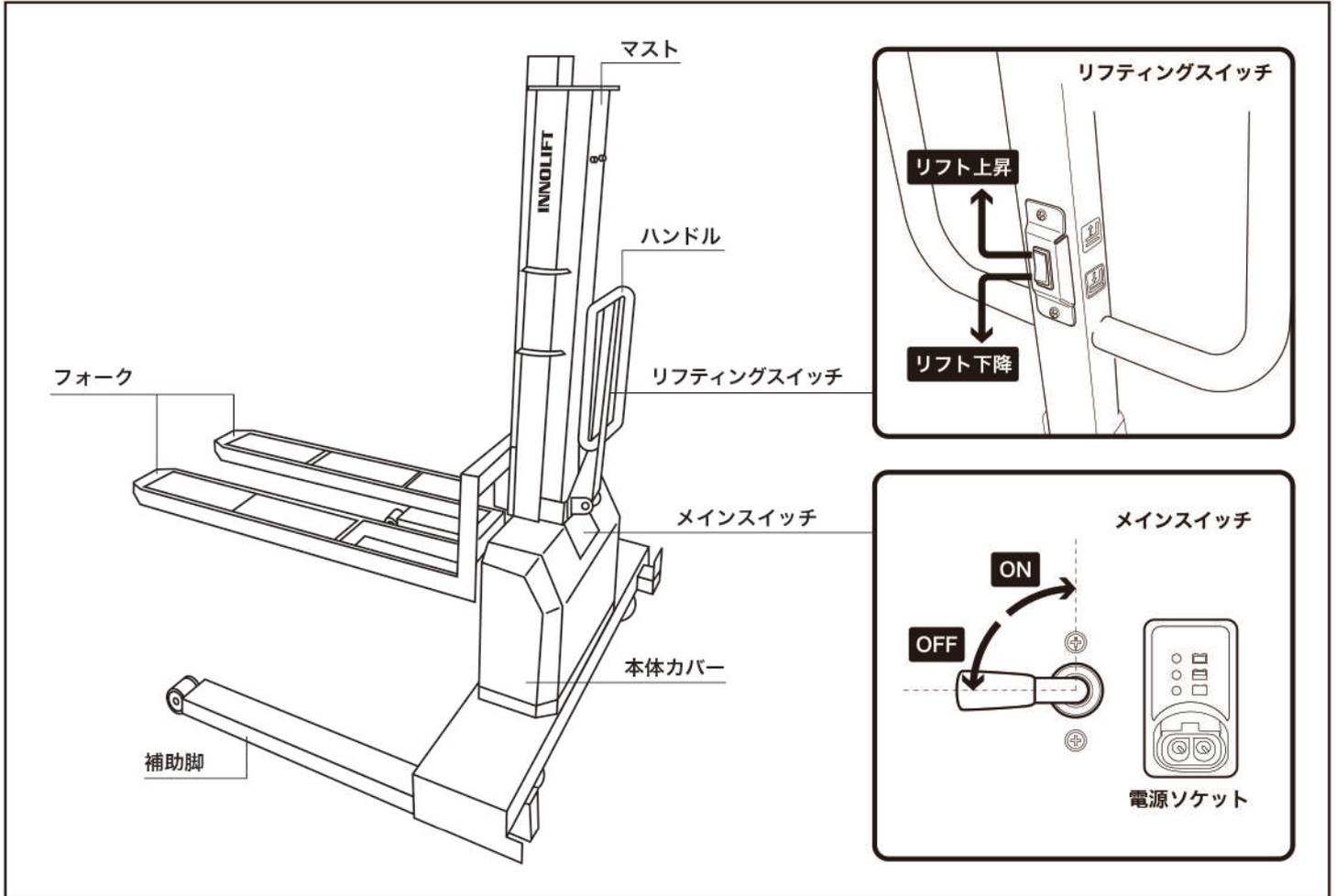
2 バッテリーの充電方法

充電を行う前に電源を落とす。機械内のコネクタに充電を接続する。
充電器が100Vの電源に接続されているか確認すること。



注意

充電中は、操作ボタンを押さないでください。ヒューズが飛ぶ原因となります。



3 荷物の積み込み作業 (1/3)

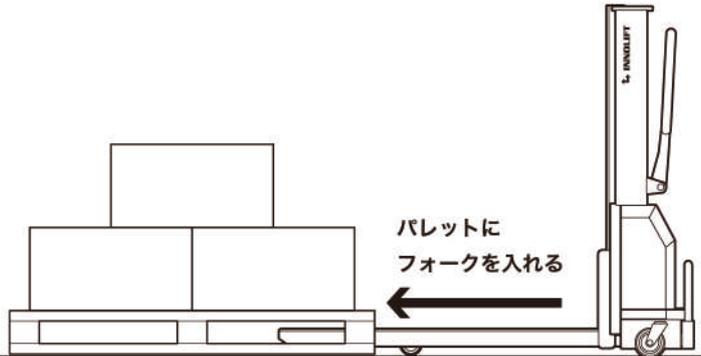
いかなる状況でも対応できるように、以下のステップを何度も繰り返し練習してから作業してください。



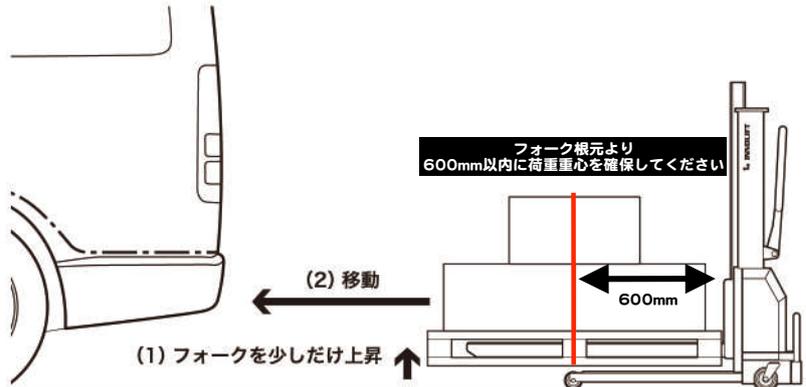
注意

荷物を積み込む車両のドアロックアンカーやバンパー等が破損しないよう、注意して積み込み作業を行ってください。

ステップ1 パレットの下にあるフォークを押す。



ステップ2 リフティングスイッチを押し、フォークを少しだけ上昇させ、車両の前までINNOLIFTを移動させる。



ステップ3 車両の床面の上までフォークを上昇させる。



イノリフトマニュアルの場合

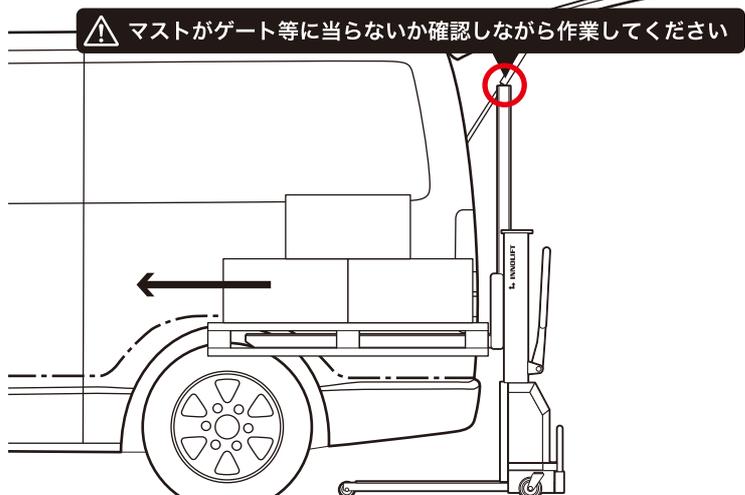
左回転で下降
右回転で上昇



3 荷物の積み込み作業 (2/3)

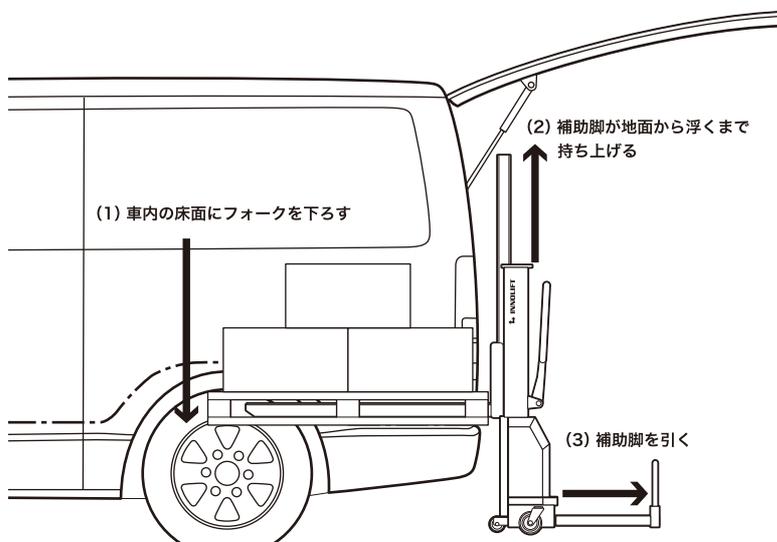
ステップ4

本体バンパーに接触するように、積荷を車内まで押し込む。



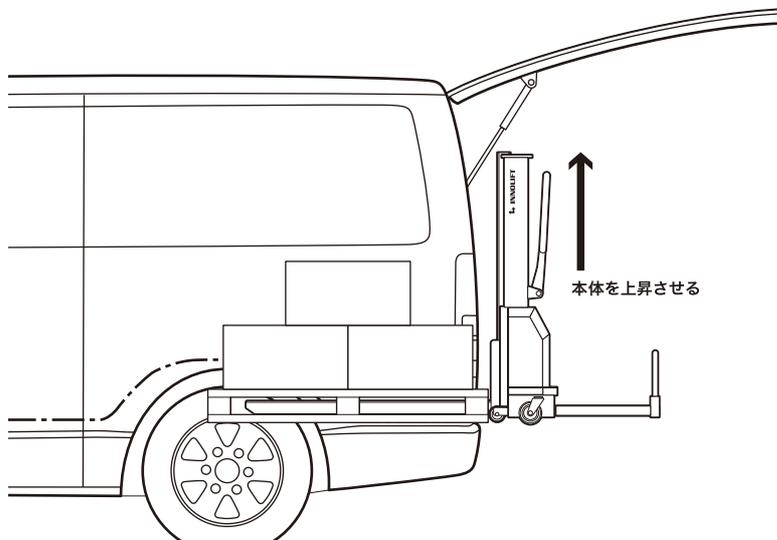
ステップ5

車内の床面にフォークを下ろす。補助脚が地面から浮くまで長くリフティングスイッチを押し続ける。その後、補助脚を引く。



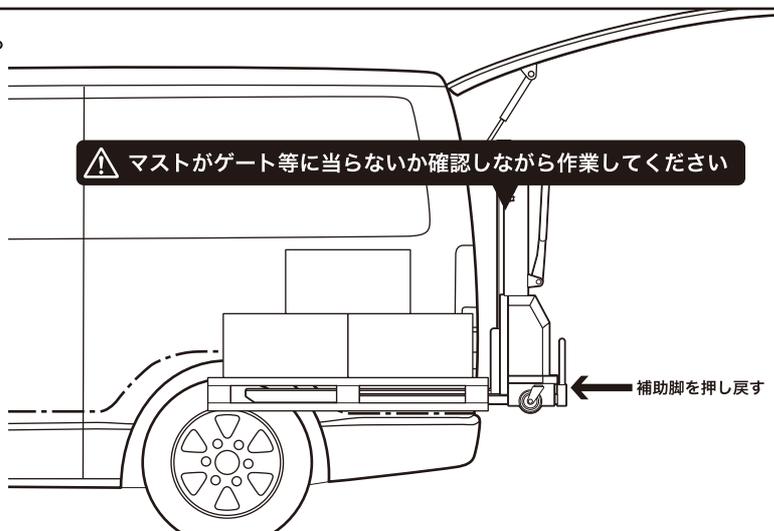
ステップ6

上部位置で停止するまで本体を上昇させ続ける。

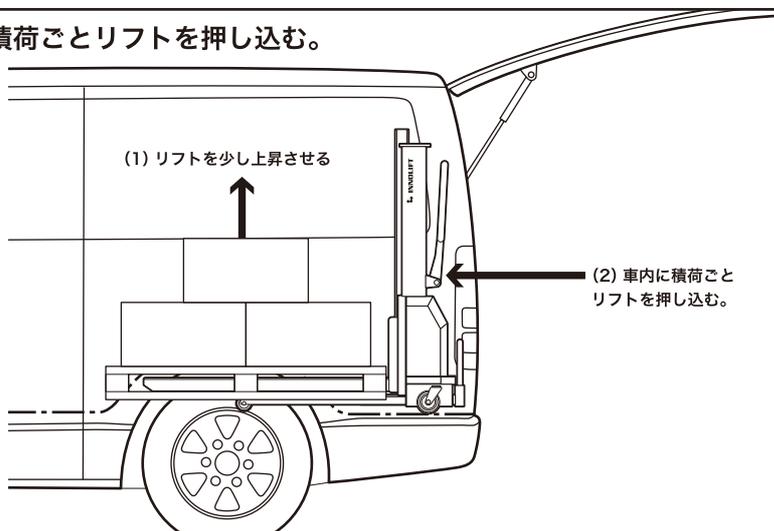


3 荷物の積み込み作業 (3/3)

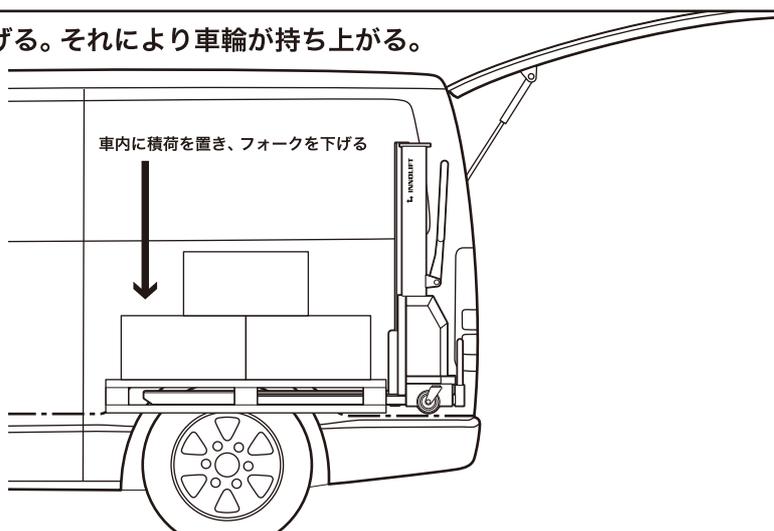
ステップ7 フォークの下に補助脚を押し戻す。



ステップ8 フォークを少し上昇させ、車内に積荷ごとリフトを押し込む。



ステップ9 車内に積荷を置き、フォークを下げる。それにより車輪が持ち上がる。



注意

フォークの高さは地面から
2~15cmで運搬をすること。

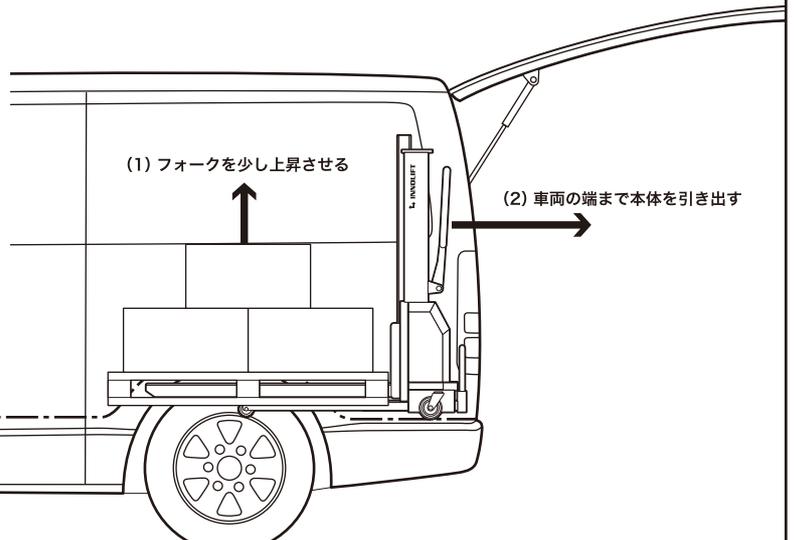


4 荷卸し作業 (1/2)

いかなる状況でも対応できるように、以下のステップを何度も繰り返し練習してから作業してください。

ステップ1

フォークを少し上昇させ、車両の端まで本体をゆっくり引き出す。



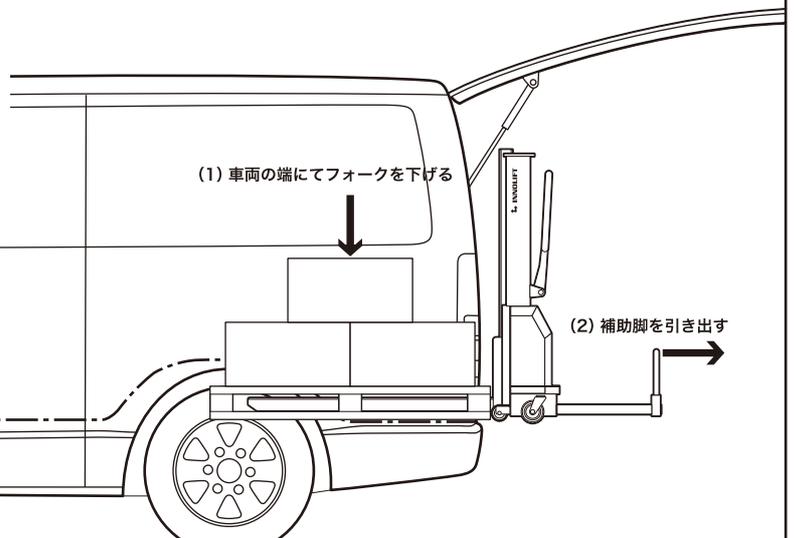
注意

INNOLIFTを引き出す際は、特に細心の注意を払うこと。

補助脚の下部にある特殊なゴム製のストッパーにより、機械は車両の端で停止する。機械は過度な速さ、または強引な力で引き出しを行わないこと。

ステップ2

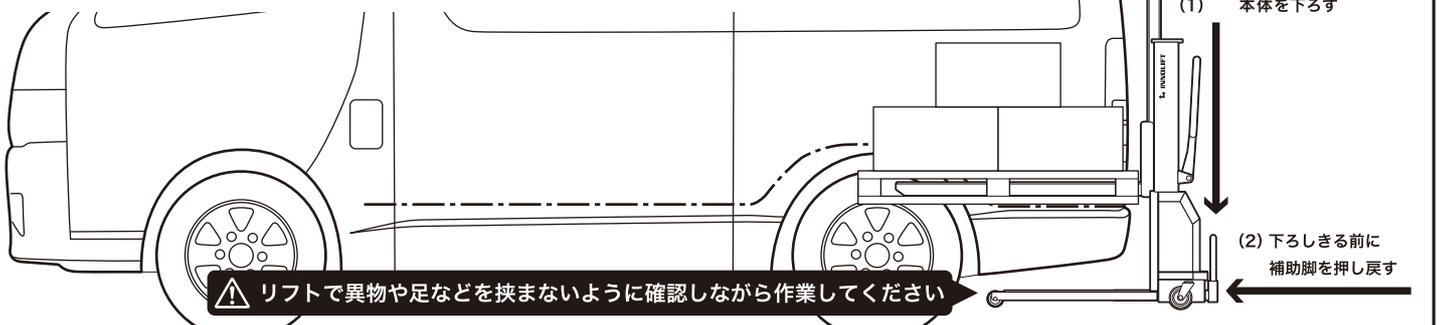
車両の端にてフォークを下げきる。その後、補助脚を引き出す。



4 荷卸し作業 (2/2)

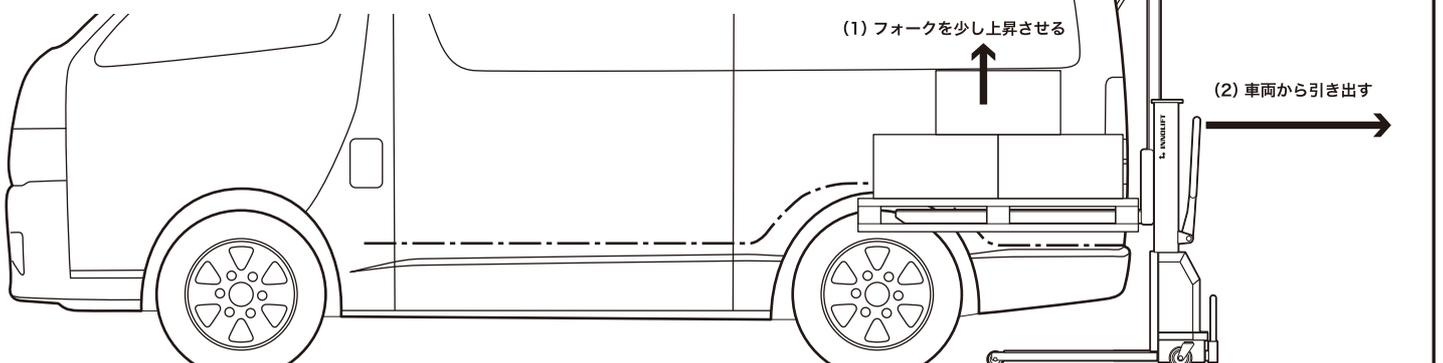
ステップ3

リフティングボタンを押しながら本体を下ろす。下ろしきる前にフォークの下に補助脚を押し戻す。その後、本体を完全に降ろしきる。



ステップ4

車内からフォークを持ち上げ、車両から積荷を引き出す。その後積荷を完全に降ろしきる。



注意

フォークが上がった状態での積荷の移動は行わないでください。

5 特に注意を払うこと

※ INNOLIFTの使用を誤ると重大事故または死亡の恐れがあります。
下記の注意点は必ず守って安全な使用を心がけて下さい。

- 企業で使う場合は、衛生管理者による指導のもとを使用すること。
- 安全に作業の出来る服装と安全靴を着用して、INNOLIFTを使用すること。
- 必要であればヘルメットの使用をすること。
- 使用前は必ず日常点検を行う。
- 積載車両には必ず、車止めをして固定させて使用をすること。
- 防食加工されていないので、雨の日使用した後は、本体を拭きとること。
- 斜面で本体を操作する場合、補助に入ってくれる人員を確保すること。
- 重い物はフォークの根元側に置き、バランスをとって使用して下さい。
- 動作中はINNOLIFTから離れないようにすること。
- INNOLIFTの側から離れる時は、フォークを下げてブレーキをかけること。
- 運ぶ時は基本的に、引いて運ぶこと。
- フォークをあげた状態で運ぶと危険の恐れがあるので、必ずフォークを下げ、動かすこと。
- 荷物の高さが高い場合は必ず周囲を確認して使用をすること。
- 上昇した積荷の下に入りこむことは禁止する。
- 荷物の高さが本体を越える物やバランスの悪い荷物を積んだ状態で高い位置にフォークを上げて使用する際は、注意する。または補助員を付ける。
- 決められた運搬能力を守り使用すること。
- INNOLIFTの改造は禁止する。
- 長期に渡り、使用をしない場合は最低でも3ヶ月に1度は充電を行うこと。
- 使用終了時は、定期的に各部の清掃と点検をすること。
- 万が一異常を発見した場合は、確認後に責任者及び上長に報告をすること。



警告

以下の状況ではINNOLIFTを使用しないでください。

- ・人を乗せない、運ばない。
- ・子供の使用を禁止する。
- ・不具合がある場合。
- ・軟弱な道や砂利道では使用を禁止する。
- ・凸凹面や、5度以上の傾斜がある場所。
- ・最大運搬能力以上の荷物を乗せては絶対に使わないこと。
- ・ゴンドラのように人を乗せた使用を禁止する。

6 緊急時の取り扱い方法

1. 車から降るす際に本体に落下の危険を感じたら、本体から速やかに離れること。
2. 地上での操作中、本体に転倒の恐れを感じたら、本体から速やかに離れること。

7 日常点検

日常点検を開始する前に、充電器具のプラグを外し本体は空荷にした状態で実施すること。また、フォークが地面に付いた状態であること。

- ① 補助脚下部にあるゴム製のストッパーが良好な状態であるか。
- ② フォークに変形や亀裂、重りが固定されているか。
- ③ シリンダー部の油漏れがないか。
- ④ 昇降時の異音、振動はないか。
- ⑤ 車輪に偏磨耗や破損、金具の変形がないか。
- ⑥ 補助脚の清掃に特に注意を払うこと。
- ⑦ 製品は綺麗な状態を保つこと。使用する前には、必ず目視確認を行うこと。
- ⑧ 損傷、異常を発見した場合は、直ちに販売店に連絡行うこと。
- ⑨ バッテリーの充電を定期的に行うこと。
- ⑩ マニュアルタイプの場合、ワイヤーの異常がないか。

INNOLIFTを長期間安全に使用するために

- ・ 補助脚下部にあるゴム製のストッパーが車両等から降るす際にしっかりと止まっているか。
(ゴムが17mm以下になると交換の目安になります。)
- ・ 油圧コネクターの確認、オイル漏れがないか。
(作動油は初回6ヶ月、以降1年に一回の交換を推奨しております。)
- ・ すべての車輪に異常がないか。
- ・ ボルト及びナットに緩みがないか。
- ・ 電気部品及びコネクターに異常がないか。
- ・ 補助脚が綺麗な状態でスムーズに動くか。
- ・ 注意、警告のサインが読めるようになっているか。
- ・ マニュアルタイプのワイヤーにグリスを塗布しているか。



注意

充電中は、操作ボタンを押さないでください。ヒューズが飛ぶ原因となります。



禁止

油圧調整弁は工場で設定されている。この設定変更を禁止する。



禁止

安全性や構造を弱める可能性があるため、この機械の構造に関する如何なる変更を禁止します。

8 有害廃棄物

この本体は有害廃棄物ではなくリサイクル処理が可能であるが、油圧オイル及びバッテリーは有害廃棄物であるため、条例に基づき処理すること。

9 予備部品およびサービス

フレンドィックス社がこの機械に関する予備部品及びサービスを提供する。予備部品を注文する際は、本体の製造番号を販売店知らせること。

この保証約款はお客様が購入された株式会社 FRENDEX JAPAN の製品である INNOLIFT の保証と修理に関する条件を規定するものです。なお、法律上のお客様の権利がこの保証約款により制限されることはありません。また、本約款に定めのない事項が生じた場合、弊社とお客様は本約款の趣旨に従い双方が協議・解決に努めるものとします。

第一条 無償保証

弊社が定める保証期間中に本製品が故障した場合、遅滞なく修理を依頼することにより、お客様は弊社の提供する無償修理サービスを受けることができます。ただし、保証期間内であっても以下の項目に該当する場合は無償保証サービスの対象外となります。

- (1) 保証書をご提示いただけない場合
- (2) 保証書にシリアルナンバー、販売店名、納品日の記載がない場合
- (3) 保証書の偽造改変等、不正に無償修理サービスを受けようとした疑いがある場合
- (4) 本製品のシリアルナンバーの偽造改変等、不正に無償修理サービスを受けようとした疑いがある場合
- (5) お客様の故意・過失により発生した故障・破損
- (6) 本製品の使用方法の誤りおよび使用時の人為的ミスによる故障・破損
- (7) 取扱説明書に記載されている内容とは異なる使用方法、点検方法により発生した故障・破損
- (8) 本製品の改造、社外部品の装着など、構造上の強度やその他の必要条件が変更されている場合
- (9) 弊社の動作確認において再現されない故障
- (10) 本製品の落下、衝撃等の外来的物理ダメージによる故障・破損
- (11) 火災、落雷、水災、地震または公害等の天災または人為的災害による故障・破損
- (12) 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染されたものの放射性や爆発性その他の有害な物質による故障・破損
- (13) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み漏入によって発生した故障・破損
- (14) 消耗部品または本製品の消耗部分の自然摩耗・消耗・劣化による故障・破損
- (15) 本製品の通常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であり、本製品が有する機能の喪失または低下を伴わない場合
- (16) 本製品の保管状況を原因とした変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由または鳥糞ネズミ食いもしくは虫食い等動物や虫によって発生した損傷・故障
- (17) 静電気、過電流、過電圧等、外的要因での電氣的事故による故障・破損
- (18) 本製品の部品の盗難被害により発生した使用不能
- (19) 本製品の不具合・故障等を原因として別途保険金を受け取られた場合
- (20) 第三者への転売や譲渡によって本製品の所有権が移った場合
- (21) 製造元であるフィンランド本国 FRENDEX 社の倒産、事業撤退等本製品の修理・部品交換が行えない状況に陥った場合

第二条 無償修理サービスの定義

本製品がお客様に納品された日から 1 年間を当該サービスの対象期間とします。

弊社の提供する無償修理サービスは、サービスマンの人員状況、部品の在庫状況、物流状況等、サービス提供時の状況に応じて「出張修理」もしくは「回収修理」を弊社が決定しお客様に提供するものとします。本製品の修理は弊社の判断に基づき、部品の交換または補修により実施します。ただし、修理作業および修理に必要な部品・製品が入手困難である、修理費用が製品価格を上回る等の理由により、本製品と同等以上の性能を有する他製品との交換になる場合があります。当該サービスの提供により交換された旧部品・製品の所有権は弊社に帰属します。また弊社での本製品の修理・交換および解析・検証により得られた結果は弊社社内資料として取り扱う為、弊社が必要であると判断した場合以外はお客様および社外には公表いたしません。

第三条 本保証に含まれない主な費用

当該サービスは修理実施にかかわる費用（修理費用、機器点検料、診断料、修理技術費用、交換部品代金、見積費用、物流費用等）のみを保証します。その他の費用についてはお客様のご負担となります。代表的なものとしては以下の例が挙げられます。ただし当該サービスの適用外の事由および費用をこれらに限定するものではありません。

- (1) 弊社への事前相談なく持ち込まれた修理受付における輸送経費（交通費、通行料、燃料費、人件費等）
- (2) 当該サービスを利用の際の通信費
- (3) 弊社が当該サービスの適用対象外と判断した場合の諸経費
（修理費用、機器点検料、診断料、修理技術費用、交換部品代金、見積費用、物流費用等）およびそれにより修理をキャンセルした場合の諸経費

第四条 サービスの中止・解除

お客様が次のいずれかに該当する場合は弊社の判断によりサービスの提供を中止または解除します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当する場合
- (2) 詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、サービス約款および法的な責任を超えた不当な要求行為、信用の棄損、営業妨害行為、その他これらに準ずる行為が認められる場合
- (3) サービスの提供にあたり円滑なサービスの遂行を妨げる行為がお客様にあった場合

第五条 免責事項

本保証約款は、本製品に保証事由があった場合にお客様が弊社に請求できるすべてを規定しているものとし、本保証約款に記載の無い事項についてお客様に生じた一切の損害に関して、法令により別の定めがある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。本製品の保証における限度額は購入代金を限度とします。当該サービスを提供するにあたり、弊社は本製品の修理を第一優先としお客様により本製品に施されている装飾等がありサービスの提供に支障が出る場合はそれらを除く場合がございます。なお、弊社は修理の際に除去した装飾等を復旧する義務を負わないものとします。